

小児慢性特定疾病の医療費助成の申請における医療意見書情報の研究等への利用についての同意書

厚生労働大臣 殿

私は、
下記の説明を読み、小児慢性特定疾病の医療費助成の申請に当たり提出した医療意見書の情報が①厚生労働省のデータベースに登録されること、②研究機関等の第三者に提供され、小児慢性特定疾病に関する創薬の研究開発等に利用されることに同意します。

年 月 日

住所

※患者が未成年又は成年被後見人等の理由により、本人に代わって代理人が同意する場合は、可能な限り本人にも確認したうえで、以下も記名してください。

患者氏名

代理人氏名

<本同意書に関する説明>

小児慢性特定疾病の患者に対する良質かつ適切な医療支援の実施のため、当該疾病の程度が一定以上である者等に対し、申請に基づき医療費助成の実施をしています。これらの申請時に提出していただく「医療意見書」は、医療費助成の対象となるか否かの審査に用いられませんが、加えて、同意をいただいた方については、記載されている情報を厚生労働省のデータベースに登録し、小児慢性特定疾病に関する創薬の研究開発や政策立案等にも活用させていただきます。

本紙をお読みいただき、医療意見書の情報が、①厚生労働省のデータベースに登録されることや、②研究機関等の第三者に提供され、小児慢性特定疾病に関する創薬の研究開発等に利用されることに同意いただける場合は、上記にご署名頂き、「医療意見書」とともに、申請先の都道府県、指定都市、中核市又は児童相談所設置市（特別区を含む）へ提出ください。

また、同意をいただいた後も、その同意を撤回することができます。同意書提出時に未成年だった患者の方が、成人後に撤回することも可能です。なお、同意については任意であり、同意されない場合も医療費助成の可否に影響を及ぼしません。

<データベースに登録される情報と個人情報保護>

厚生労働省のデータベースに登録される情報は、医療意見書に記載された項目です。医療意見書については、以下の URL をご参照ください。

<https://www.shouman.jp/disease/download>

厚生労働省のデータベースは、個人情報保護に十分に配慮して構築しています。データベースに登録された情報を 研究機関等の第三者に提供するに当たっては、厚生労働省の審議会における審査を行います。患者個人を識別することができない「匿名加工」を行うため、患者個人の氏名や住所等の情報は第三者に提供されません。提供された情報を活用した研究成果は公表されますが、その際にも、個人が特定される情報が掲載されることはありません。

また、提供された情報を活用する企業等に対しては、情報漏洩防止のための安全管理措置等の情報の取扱いに関する義務が課されます。義務違反の場合には、厚生労働大臣による立入検査や是正命令が行われるとともに、情報の不適切利用等に対して罰則があります。臨床研究等の実施に関して協力を求める場合は、改めて、それぞれの研究者等から主治医を介して説明が行われ、皆様の同意を得ることになります。

<データベースに登録された情報の活用方法>

- 厚生労働省のデータベースに登録された情報は、
- ①国や地方公共団体が、小児慢性特定疾病対策の企画立案に関する調査
 - ②大学等の研究機関が、小児慢性特定疾病児童等の良質かつ適切な医療の確保や療養生活の質の維持向上に資する研究
 - ③民間事業者等が、小児慢性特定疾病児童等の医療・福祉分野の研究開発に資する分析等
- を行う場合に活用されます。

例えば、製薬企業等が、創薬のために、開発したい治療薬の対象患者の概要把握（重症度等の経過・治験の実行可能性等）や治験で使用する指標の検討等に活用することが想定されます。

<同意の撤回>

同意をいただいた後も、情報の登録や、登録された情報の研究機関等の第三者への提供 ・利用 について、同意を撤回することができます。いただきました同意の撤回書を踏まえて、厚生労働省において速やかに対応いたします。必要な手続きは、厚生労働省ホームページを確認してください。同意撤回後に、その情報が第三者に提供されることはありませんが、既に情報を提供している場合等には、その情報の削除はできませんので了承ください。

なお、同意の撤回は、同意書に署名した方が代理人の場合は、原則として当該代理人の方の署名をお願いします。ただし、同意書提出時に未成年だった患者の方が、成人後に撤回する場合においては、この限りではありません。

■ 申請に際しての注意

- ① 申請受付から、審査結果が出るまでに、通常2か月程度かかります。（指定医に内容確認を行う場合は、審査に2か月以上かかることがあります。）
- ② 有効期間の始期は、診断年月日または申請から原則1か月（やむを得ない理由がある場合は最長3か月）前の日のいずれか遅い日となります。更新申請の場合、有効期間内に手続きをしていただく必要があります。有効期間を過ぎて申請をされた場合は、新規申請となります。
- ③ 医療受給者証が届くまでの間は、医療機関により支払いを待ってもらえる場合と、請求される場合があります。医療費をお支払いいただく際は、医療保険単独適用後自己負担分を一旦お支払いいただき、交付後、受診医療機関で精算していただいでください。精算が難しい場合は請求書に領収書等必要書類等を添えて大阪市へ請求してください。
- ④ 受診指定医療機関の欄には、主に利用する医療機関1箇所を記載してください。
- ⑤ 受給者証の記載内容に変更がある場合は、速やかに変更申請を行ってください。自己負担上限月額の変更については、原則、申請日の翌月1日から適用となります。

(療育指導連絡票、重症患者認定意見書、人工呼吸器等装着者申請時添付書類 共通記載項目)

受給者番号		新規登録	更新	転入	()
患 者	ふりがな	年 月 日生 (満 歳)			
	氏 名				
疾 病 名			裏面の人工呼吸器等装着者に該当する場合は、 どちらかに○印記載 人工呼吸器 ・ 体外式補助人工心臓等		

○療育指導連絡票

療 養 ・ 療 育	療養上の問題点等 裏面下に示す日常生活用具の給付の検討 (品名 :)
	保健所、保健福祉センターで行ってほしい指導等 (例 : 家庭看護 ・ 子育て ・ 精神的支援 ・ 福祉制度の紹介 ・ 家族会の紹介等)

上記のとおり連絡します。

年 月 日 医 療 機 関 名 称

医師氏名

○重症患者認定意見書

次の①もしくは②に該当するものがある場合、「○記入欄」に○を記入してください。
なお、重症患者認定意見欄に記入した場合は、下欄に医師氏名を記名してください。

① すべての疾病に関して、次に掲げる症状の状態のうち、1つ以上がおおむね6か月以上継続する (小児慢性特定疾病に起因するものに限る) と認められる場合			
対 象 部 位	症 状 の 状 態		○記入欄
眼	眼の機能に著しい障がいをするもの	視力の良い方の眼の視力が0.03以下のもの又は視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの	
聴 器	聴覚機能に著しい障がいをするもの	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの	
上 肢	両上肢の機能に著しい障がいをするもの	両上肢の用を全く廃したもの	
	両上肢の全ての指の機能に著しい障がいをするもの	両上肢の全ての指を基部から欠いているもの	
		両上肢の全ての指の機能を全く廃したもの	
	一上肢の機能に著しい障がいをするもの	一上肢の上腕の2分の1以上で欠くもの	
		一上肢の用を全く廃したもの	
下 肢	両下肢の機能に著しい障がいをするもの	両下肢の用を全く廃したもの	
	両下肢を足関節以上で欠くもの		
体 幹 ・ 脊 柱	1歳以上の児童において、体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がいをするもの	1歳以上の児童において、腰掛け、正座、あぐら若しくは横座りのいずれもができないもの又は臥位若しくは座位から自力のみでは立ち上がれず、他人、柱、杖その他の器物の介護若しくは補助によりはじめて立ち上がることができる程度の障がいをするもの	
肢 体 の 機 能	身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が、この表の他の項 (眼の項及び聴器の項を除く。) の症状の状態と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	一上肢及び一下肢の用を全く廃したもの	
		四肢の機能に相当程度の障がいを残すもの	
② ①に該当しない場合であって、次に掲げる治療状況等の状態にあると認められる場合			
疾 患 群	治 療 状 況 等 の 状 態		○記入欄
悪 性 新 生 物	転移又は再発があり、濃厚な治療を行っているもの		
慢 性 腎 疾 患	血液透析又は腹膜透析 (CAPD (持続携帯腹膜透析) を含む。) を行っているもの		
慢 性 呼 吸 器 疾 患	気管切開管理又は挿管を行っているもの		
慢 性 心 疾 患	人工呼吸管理又は酸素療法を行っているもの		
先 天 性 代 謝 異 常	発達指数若しくは知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの		
神 経 ・ 筋 疾 患	発達指数若しくは知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの		
慢 性 消 化 器 疾 患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの、3月以上常時中心静脈栄養を必要としているもの又は肝不全状態にあるもの		
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	この表の他の項の治療状況等の状態に該当するもの		
皮 膚 疾 患	発達指数若しくは知能指数が20 以下であるもの又は1 歳以上の児童において寝たきりのもの		
骨 系 統 疾 患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの又は1 歳以上の児童において寝たきりのもの		
脈 管 系 疾 患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの又は1 歳以上の児童において寝たきりのもの		

上記のとおり診断します。

年 月 日 医 療 機 関 名 称

医師氏名

※該当する場合は、必ず医師氏名を記名してください

○人工呼吸器等装着者申請時添付書類

人工呼吸器装着の場合は下記①・③に記入。体外式補助人工心臓等を使用の場合は下記②・③に記入。

①人工呼吸器の使用について			
※人工呼吸器装着者とは、気管チューブ（注）を介して人工呼吸器を使用している者、鼻マスク又は顔マスクを介して人工呼吸器を使用している者をいい、なおかつ、おおよそ24時間持続にて人工呼吸管理が必要な症例でかつ概ね1年以内に離脱の見込みがない状態を指す。（但し酸素投与の有無は問わない） （注）気管チューブとは口、鼻及び気管切開口を介して気管内に留置するチューブ・カニューラをいう。			
人工呼吸器装着の有無	1. あり（ 年 月から） 2. なし		
人工呼吸器の使用方法	1. 気管チューブを介した人工呼吸器使用 2. 鼻マスク又は顔マスクを介した人工呼吸器使用		
施行状況	1. 施行 2. 未施行		
概ね1年以内に離脱の見込み	1. あり 2. なし		
②体外式補助人工心臓等の使用について			
※体外式補助人工心臓等とは、体外式補助人工心臓及び埋込式補助人工心臓をいい、連日おおよそ24時間継続して装着している状態を指す。			
体外式補助人工心臓等の装着の有無	1. あり（ 年 月から） 2. なし		
体外式補助人工心臓等の装着の種類	1. 体外式補助人工心臓 2. 埋込式補助人工心臓		
施行状況	1. 施行 2. 未施行		
概ね1年以内に離脱の見込み	1. あり 2. なし		
③生活状況等の評価について			
生活状況の評価	○食事 1. 自立 2. 部分介助 3. 全介助		
	○更衣 1. 自立 2. 部分介助 3. 全介助		
	○移乗(※)・屋内での移動 1. 自立 2. 部分介助 3. 全介助		
	○屋外での移動 1. 自立 2. 部分介助 3. 全介助		
	※移乗：ベッドから椅子、車椅子への移動		
【評価基準】 1. 自立 補装具の使用の有無にかかわらず、通常の発達相当に実施できる 2. 部分介助 1. 自立と3. 全介助の間 3. 全介助 本人のみでは実施することが困難で、実施のためには全般に介助が必要な状態			
上記のとおり診断します。			
年 月 日 医療機関名称 医師氏名 ※該当する場合は、必ず医師氏名を記名してください			

※人工呼吸器、体外式補助人工心臓等の使用の必要性が、認定されている疾病によって生じている場合に本診断書を提出してください。

小児慢性特定疾病児日常生活用具

※給付を受けるためには、日常生活用具給付申請が必要です。

便器(常時介助を要する者)・特殊マット(寝たきりの状態にある者)・特殊便器(上肢機能に障がいのある者)・特殊寝台(寝たきりの状態にある者)・歩行支援用具(下肢が不自由な者)・入浴補助用具(入浴に介助を要する者)・特殊尿器(自力で排泄できない者)・体位変換器(寝たきりの状態にある者)・車椅子(下肢が不自由な者)・頭部保護帽(発作等により頻繁に転倒する者(在宅以外(入院中又は施設入所)の者に対しても対象))・電気式たばこ吸引器(呼吸器機能に障がいのある者)・クールベスト(体温調節が著しく難しい者)・紫外線カットクリーム(紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者)・ネブライザー(吸入器)(呼吸器機能に障がいのある者)・パルスオキシメーター(人工呼吸器の装着が必要な者)・ストーマ装具(消化器系)(人工肛門を造設した者(在宅以外(入院中又は施設入所)の者に対しても対象))・ストーマ装具(尿路系)(人工膀胱を造設した者(在宅以外(入院中又は施設入所)の者に対しても対象))・人工鼻(人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者)

世帶調書

	氏名・生年月日	続柄	支給認定基準世帯員 (被用者保険：被保険者) (国民健康保険：加入者全員)	1月1日（1～6月は前年1月1日）時点の住所	
				マイナンバー法における個人番号 (現在大阪市に住民票のある方は記載省略可)	
受診者	ふりがな 年 月 日生	本人	☐	右欄も記入してください	・現住所と同じ ・別住所（ ）
申請者	ふりがな 年 月 日生	本人の	☐		・現住所と同じ ・別住所（ ）
受診者と同じ住民票の他の世帯員	ふりがな 年 月 日生	本人の	☐	右欄は☑をつけた方のみ記入してください	・現住所と同じ ・別住所（ ）
	ふりがな 年 月 日生	本人の	☐		・現住所と同じ ・別住所（ ）
	ふりがな 年 月 日生	本人の	☐		・現住所と同じ ・別住所（ ）
	ふりがな 年 月 日生	本人の	☐		・現住所と同じ ・別住所（ ）
受診者と同じ医療保険に加入する上記以外の者	ふりがな 年 月 日生	本人の	☐		・現住所と同じ ・別住所（ ）
	(現住所) 〒 -				

【記入上の注意】

*** 支給認定基準世帯員について**

- ・受診者が被用者保険の場合、受診者が加入する医療保険の被保険者のみに☒をつけてください。
- ・受診者が国民健康保険の場合、受診者と同一の保険に加入している方全員に☒をつけてください。

*1月1日（1～6月は前年1月1日）時点の住所について

- ・「受診者」「申請者」及び「支給認定基準世帯員欄に☑をつけた方」について記入してください。
- ・1月1日（1～6月に申請する場合は前年1月1日）の住所について、該当する方に○をしてください。
- ・別住所の場合は（ ）内に当時の住所を市区町村名まで記入してください。

***マイナンバー法における個人番号について**

- ・「受診者」「申請者」及び「支給認定基準世帯員欄に☑をつけた方」について記入してください。
- ・現在、大阪市に住民票のある方は、記入を省略いただいても結構です。
- ・市外居住者の方は必ず記入してください。

*保健福祉センター記載欄には記入しないでください。

支給認定基準世帯員欄に☑をつけた方全員が、市民税非課税である場合、裏面も記入してください。

世帯調書の支給認定基準世帯員欄に☑をつけた方全員が、市民税非課税である場合に記入してください。

収入等に係る申立書（市民税非課税）

大阪市長あて

申請者氏名

小児慢性特定疾病医療費支給認定の申請にあたり、以下のとおり相違ないことを申し立てます。

該当する欄に○をつけてください。

【 】	年金・手当等を受給しており、証明する書類を全て提出します。
--------	-------------------------------

＊証書又は振込通知書等の写しを添付してください。

【 】	年金・手当等を受給していますが、証明する書類を提出しません。 階層区分が「Ⅲ」（低所得Ⅱ）となることを了解します。
--------	--

＊地方税法上の合計所得金額と所得税法上の公的年金等の収入金額の合計が80万円を超えている場合は、証明提出の有無にかかわらず階層区分は「Ⅲ」（低所得Ⅱ）となります。

【 】	年金・手当等の収入は一切ありません。
--------	--------------------

※年金・手当等とは、次の障がい年金や特別児童扶養手当等をいいます。

障がい年金等・・・障がい年金、障がい基礎年金、障がい厚生年金、障がい共済年金、障がい手当、障がい一時金、遺族基礎年金、遺族厚生年金、遺族共済年金、寡婦年金、特別障がい給付金、障がい補償、障がい補償給付、障がい給付 等

特別児童扶養手当等・・・特別児童扶養手当、障がい児福祉手当、特別障がい者手当、経過的福祉手当

【記入上の注意】

- ・支給認定基準世帯員が、市民税非課税である場合のみ記入してください。
- ・受診者が血友病患者の場合は、記入不要です。
- ・年金・手当等の受給の有無については、次の対象者及び対象期間について記入してください。

対象者	受診者が被用者保険	被保険者 ※受診者本人が被保険者の場合は次のとおり 受診者が18歳未満 … 保護者のうち収入の高い方 受診者が18歳以上 … 受診者本人
	受診者が国民健康保険	同一の保険加入者のうち収入が最も高い方
対象期間	1～6月に申請する場合	前々年の1～12月
	7～12月に申請する場合	前年の1～12月

※児童福祉法第19条の6第1項第3号及び児童福祉法施行令第22条の2の規定により、虚偽の申請があった場合は支給認定を取り消すことがあります。

(大阪市小児慢性特定疾病医療費支給認定用)

重症患者認定申請書

受 診 者	ふりがな			受給者番号 (既にお持ちの方のみ記入)							
	氏 名			生年 月 日	年		月	日生 (	歳)		
疾病名											
障 害 等 の 状 態	重症患者認定基準に該当する障がいの長期継続の状態（裏面を参考に該当欄に○印をご記入下さい）										
	基 準 ①					基 準 ②					
	眼				悪 性 新 生 物						
	聴 器				慢 性 腎 疾 患						
	上 肢				慢性呼吸器疾患						
	下 肢				慢 性 心 疾 患						
	体幹・脊柱				先天性代謝異常						
	肢体の機能				神 経 ・ 筋 疾 患						
					慢性消化器疾患						
					染色体又は遺伝子に 変化を伴う症候群						
					皮 膚 疾 患						
					骨 系 統 疾 患						
脈 管 系 疾 患											
添付する書類		小児慢性特定疾病医療意見書別紙									
上記のとおり、重症患者の認定を申請します。											
年 月 日											
申 請 者 住 所											
申 請 者 氏 名											
受診者との続柄 ()											
(提出先) 大 阪 市 長											
【重症患者認定の申請について】											
1. 重症患者の申請の際には、この申請書のほか、小児慢性特定疾病医療意見書別紙を提出してください。											
2. 重症患者の認定には、裏面の認定基準を満たしていることが必要になりますので、重症申請を行う際には、裏面をご確認ください。											
3. 既に受給者証をお持ちの方が重症申請をされる場合は受給者証を提示してください。											

小児慢性特定疾病重症患者認定基準

以下の基準に該当する場合は、医師とご相談のうえ小児慢性特定疾病医療意見書別紙に記入してもらって下さい。

① すべての疾病に関して、次に掲げる症状の状態のうち、1つ以上がおおむね6か月以上継続する（小児慢性特定疾病に起因するものに限る）と認められる場合

対 象 部 位	症 状 の 状 態	
眼	眼の機能に著しい障がいの有するもの	視力の良い方の眼の視力が0.03以下のもの又は視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
聴 器	聴覚機能に著しい障がいの有するもの	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
上 肢	両上肢の機能に著しい障がいの有するもの	両上肢の用を全く廃したもの
	両上肢の全ての指の機能に著しい障がいの有するもの	両上肢の全ての指を基部から欠いているもの
		両上肢の全ての指の機能を全く廃したもの
	一上肢の機能に著しい障がいの有するもの	一上肢の上腕の2分の1以上で欠くもの
		一上肢の用を全く廃したもの
下 肢	両下肢の機能に著しい障がいの有するもの	両下肢の用を全く廃したもの
	両下肢を足関節以上で欠くもの	
体 幹 ・ 脊 柱	1歳以上の児童において、体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がい有するもの	1歳以上の児童において、腰掛け、正座、あぐら若しくは横座りのいずれもができないもの又は臥位若しくは座位から自力のみでは立ち上がれず、他人、柱、杖その他の器物の介護若しくは補助によりはじめて立ち上がることができる程度の障がい有するもの
肢 体 の 機 能	身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が、この表の他の項（眼の項及び聴器の項を除く。）の症状の状態と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	一上肢及び一下肢の用を全く廃したもの
		四肢の機能に相当程度の障がいを残すもの

② ①に該当しない場合であって、次に掲げる治療状況等の状態にあると認められる場合

疾 患 群	治療状況等の状態
悪 性 新 生 物	転移又は再発があり、濃厚な治療を行っているもの
慢 性 腎 疾 患	血液透析又は腹膜透析（CAPD（持続携帯腹膜透析）を含む）を行っているもの
慢 性 呼 吸 器 疾 患	気管切開管理又は挿管を行っているもの
慢 性 心 疾 患	人工呼吸管理又は酸素療法を行っているもの
先 天 性 代 謝 異 常	発達指数若しくは知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの
神 経 ・ 筋 疾 患	発達指数若しくは知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの
慢 性 消 化 器 疾 患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの、3月以上常時中心静脈栄養を必要としているもの又は肝不全状態にあるもの
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	この表の他の項の治療状況等の状態に該当するもの
皮 膚 疾 患	発達指数若しくは知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの
骨 系 統 疾 患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの
脈 管 系 疾 患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの

月 日		医療機関名	
上記のとおり月額自己負担上限額に達しました。			
月 日 ()		円	円
月 日 ()		円	円
月 日 ()		円	円
月 日 ()		円	円
月 日 ()		円	円
月 日 ()		円	円
月 日 ()		円	円
月 日 ()		円	円
月 日 ()		円	円
月 日 ()		円	円
日 付	指定医療機関名	医療費総額 (10割分)	自己負担額 累積額 (月額)

月額自己負担上限額 円 受診者氏名 年 月 日 月分自己負担上限額管理票 ④

月 日		医療機関名	
上記のとおり月額自己負担上限額に達しました。			
月 日 ()		円	円
月 日 ()		円	円
月 日 ()		円	円
月 日 ()		円	円
月 日 ()		円	円
月 日 ()		円	円
月 日 ()		円	円
月 日 ()		円	円
月 日 ()		円	円
月 日 ()		円	円
日 付	指定医療機関名	医療費総額 (10割分)	自己負担額 累積額 (月額)

月額自己負担上限額 円 受診者氏名 年 月 日 月分自己負担上限額管理票 ③

月 日		医療機関名	
上記のとおり月額自己負担上限額に達しました。			
月 日 ()		円	円
月 日 ()		円	円
月 日 ()		円	円
月 日 ()		円	円
月 日 ()		円	円
月 日 ()		円	円
月 日 ()		円	円
月 日 ()		円	円
月 日 ()		円	円
月 日 ()		円	円
日 付	指定医療機関名	医療費総額 (10割分)	自己負担額 累積額 (月額)

月額自己負担上限額 円 受診者氏名 年 月 日 月分自己負担上限額管理票 ①④

月 日		医療機関名	
上記のとおり月額自己負担上限額に達しました。			
月 日 ()		円	円
月 日 ()		円	円
月 日 ()		円	円
月 日 ()		円	円
月 日 ()		円	円
月 日 ()		円	円
月 日 ()		円	円
月 日 ()		円	円
月 日 ()		円	円
月 日 ()		円	円
日 付	指定医療機関名	医療費総額 (10割分)	自己負担額 累積額 (月額)

月額自己負担上限額 円 受診者氏名 年 月 日 月分自己負担上限額管理票 ①③

電話番号 (06) 6647-0654
大阪市保健所管理課 (保健事業グループ)

※この管理票は、小児慢性特定疾病医療受給者証と一緒に指定医療機関等(病院、診療所、保険薬局および訪問看護ステーション)の窓口へ提出し、自己負担額を必ず記録してもらってください。
※この管理票は、あなたの医療費負担額を記録し証明するものですから、紛失等にはご注意ください。

訪問看護サービス等において、利用した翌月に利用料を徴収する場合、利用月の最終日を記録するか、徴収日を記録うえ、()内に「自己負担上限額に達した後も受診した際には、負担額は継続を引く。」と記載してください。

5月15日 ()	15,000円	100円	2,500円
5月15日 ()	7,000円	100円	2,500円
6月10日 (5月分)	16,000円		

上記のとおり月額自己負担上限額に達しました。

5月15日 ()	15,000円	100円	2,500円
5月15日 ()	7,000円	100円	2,500円
6月10日 (5月分)	16,000円		

月額自己負担上限額 2,500円 受診者氏名 大阪 太郎

月 日		医療機関名	
上記のとおり月額自己負担上限額に達しました。			
月 日 ()		円	円
月 日 ()		円	円
月 日 ()		円	円
月 日 ()		円	円
月 日 ()		円	円
月 日 ()		円	円
月 日 ()		円	円
月 日 ()		円	円
月 日 ()		円	円
月 日 ()		円	円
日 付	指定医療機関名	医療費総額 (10割分)	自己負担額 累積額 (月額)

月額自己負担上限額 円 受診者氏名 年 月 日 月分自己負担上限額管理票 ②

月 日		医療機関名	
上記のとおり月額自己負担上限額に達しました。			
月 日 ()		円	円
月 日 ()		円	円
月 日 ()		円	円
月 日 ()		円	円
月 日 ()		円	円
月 日 ()		円	円
月 日 ()		円	円
月 日 ()		円	円
月 日 ()		円	円
月 日 ()		円	円
日 付	指定医療機関名	医療費総額 (10割分)	自己負担額 累積額 (月額)

月額自己負担上限額 円 受診者氏名 年 月 日 月分自己負担上限額管理票 ①

小児慢性特定疾病医療 自己負担上限額管理票

受診者氏名	
受給者番号	

大阪市

収入等に係る申立書（上位所得等）

大阪市長 あて

年 月 日

申請者氏名

受診者氏名

受給者番号(新規申請の場合は記入不要)

私は、小児慢性特定疾病医療費支給認定の申請にあたり、下記のとおり相違ないことを申し立てます。

記

以下の該当する欄に○付けてください。

【所得証明を提出しない場合（上位所得）】

☐	世帯の課税額等を確認できる書類を提出しないため、自己負担上限額の階層区分が「VI」（上位所得）となることを了解します。
--------------------------	---

【児童福祉施設入所中の児童等について施設長が申請する場合】

☐	施設長等については、給与所得及び年金・手当等の収入がないことを申し立てます。
--------------------------	--

※年金・手当等とは、地方税法上の合計所得金額、所得税法上の公的年金等の収入金額以外の、次の障がい年金等や特別児童扶養手当等をいいます。

- 障がい年金等
障がい年金、障がい基礎年金、障がい厚生年金、障がい共済年金、障がい手当、障がい一時金、遺族基礎年金、遺族厚生年金、遺族共済年金、寡婦年金、特別障がい給付金、障がい補償、障がい補償給付、障がい給付 等
- 特別児童扶養手当等
特別児童扶養手当、障がい児福祉手当、特別障がい者手当、経過的福祉手当

※児童福祉法第 19 条の 6 第 1 項第 3 号及び児童福祉法施行令第 22 条の 2 の規定により、虚偽の申請があった場合は支給認定を取り消すことがあります。

同 意 書

小児慢性特定疾病医療支援事業に係る医療の給付を受けるにあたり
必要があるときは、私の医療保険上の所得区分に関する情報につき、
大阪市が私の加入する医療保険者へ認定に必要な情報を提供し、
報告を求めることに同意します。

年 月 日

(提出先)大阪市長

【受 診 者】

住 所

氏 名

受給者番号 (すでに医療受給者証をお持ちの方)

【申 請 者】

住 所

氏 名

(本人との続柄：)

小児慢性特定疾病医療受給者証には、受診者の健康保険証の情報（保険者名、記号、番号、高額療養費の所得区分）が記載されます。

そのうち、高額療養費の所得区分については、大阪市から加入されている健康保険に照会をする必要がありますので、裏面の「同意書」により同意いただきますようお願いいたします。

照会のために必要な書類は、受診者が加入されている健康保険の種別により異なります。

加入されている健康保険からの指示により、後日、追加資料をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【必要な書類】

大阪市国民健康保険に加入されている方

- 同意書(裏面にあります)

国民健康保険組合（業種別の国保）に加入されている方

- 同意書(裏面にあります)
- 受診者及び受診者と同じ健康保険に加入されている全ての方の、次の①～③のいずれかの書類
(組合員の課税証明書等で扶養親族であると認められる16歳未満の方については原則省略できます。)
 - ① 市民税・府民税課税証明書
 - ② 市民税・府民税納税通知書兼税額決定(充当)通知書（課税明細書その1、その2も必要）
 - ③ 市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

被用者保険（全国健康保険協会や会社の健康保険組合、共済組合等）に加入されている方

裏面の同意書は不要ですが、被保険者が市町村民税非課税の場合のみ、次の書類を提出してください。

- 被保険者の①～②のいずれかの書類
 - ① 市民税・府民税課税証明書
 - ② 市民税・府民税納税通知書兼税額決定(充当)通知書（課税明細書その1、その2も必要）

※課税証明書等は、写しでも結構ですが、加入されている健康保険へ提出するため、文字・数字等が途切れることなく鮮明に写っていることをご確認ください。

※職員による税情報の閲覧等を、課税証明書等の提出の代わりとすることはできませんので、ご了承ください。

次の書類をお持ちの場合は、ご提出いただく書類が異なりますので、お申し出ください。

高額療養費限度額適用認定証をお持ちの場合

- 高額療養費限度額適用認定証の写し

特定疾病療養受療証をお持ちの場合

- 特定疾病療養受療証の写し

大阪市小児慢性特定疾病医療受給者証 記載事項変更届

受診者	ふりがな		生年月日	年	月	日	受給者番号					
	氏名											

該当する項目を○で囲み、変更内容を記載してください。

必要書類 ・【全共通】医療受給者証の写し							
氏名	受診者氏名	変更後の内容					
	保護者氏名						
住所	受診者住所	変更後の内容	〒 ー 大阪市 区				
	保護者住所						
疾病の変更・追加	変更	変更前		変更後		・小児慢性特定疾病医療意見書	
	追加						
受診者が加入する医療保険		変更前	変更後			被用者保険の場合 ・世帯調書（被保険者の変更時のみ） ・受診者及び被保険者の健康保険証の写し（受診者分に被保険者名の記載あれば被保険者分は省略可能） ・課税証明書（被保険者が非課税の場合のみ） 国民健康保険の場合 ・世帯調書 ・住民票上の世帯全員の健康保険証の写し ・同意書（様式第7号） ・同意書裏面の課税証明書（業種別国民健康保険の場合のみ）	
	被保険者氏名						
	保険種別	被用者保険 ・ 国民健康保険					
	被保険者証発行機関				保険者名称		
					保険者番号		
	被保険者証記号番号				記号		
					番号		
	保険加入世帯員（国保のみ）	氏名（ ）			氏名（ ）		
		氏名（ ）			氏名（ ）		
		氏名（ ）			氏名（ ）		
氏名（ ）			氏名（ ）				
氏名（ ）			氏名（ ）				
自己負担上限月額の特例	重症患者認定	重症患者認定基準に該当する場合				・重症患者認定申請書 ・医療意見書別紙（重症患者認定意見欄に記載があるもの）	
	人工呼吸器等装着者	承認疾病によって継続して常時、人工呼吸器又は体外式補助人工心臓等を装着する必要がある、日常生活動作が著しく制限されている方				・医療意見書別紙（人工呼吸器等装着証明添付書類欄に記載があるもの）	
	高額かつ長期	申請月を含めた直近1年間の本制度認定期間内に、承認疾病にかかる医療費総額が5万円を超える月が6回ある場合				・上限額管理票の写し ・医療費領収書の写し （上限額管理票のみで金額確認できる場合は省略可能）	
	世帯内按分特例	同一医療保険の世帯内に、指定難病又は小児慢性特定疾病の認定者（申請中含む）がいる場合				・按分対象者の医療受給者証の写し（削除する場合は不要）	
追加・削除		氏名（ ）受給者番号（ ） □指定難病 □小児慢性					
		氏名（ ）受給者番号（ ） □指定難病 □小児慢性					
階層区分	税の修正申告等により市民税額や収入額に変更が生じた場合等で、階層区分の再判定を希望する場合					・算定対象者の状況により異なるため詳しくはお尋ねください。	
医療受給者証再交付	理由	紛失 ・ 汚損 ・ その他					
小児慢性特定疾病児手帳交付	理由	追加交付希望 ・ 紛失 ・ 汚損					

* 新しい医療受給者証の保護者欄には、小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書（様式第1号）に記載された申請者の情報が反映されます（ただし、申請者が成年患者である場合は空欄となります）。
* 医療受給者証の記載内容に変更が生じない場合は、新たな医療受給者証の交付はありません。

大阪市小児慢性特定疾病医療費償還払い申請書

大 阪 市 長 様

次のとおり小児慢性特定疾病医療費を申請します。また、支給の決定に際し、
医療機関・保険者・他の公費制度を所管する公的機関に必要な公簿を照会・閲覧されることに同意します。

以下、太枠内を記入してください。年 月 日

受診者 (患者)	ふりがな			受給者番号										
	氏 名													
	住 所	〒 ー												
申請者	ふりがな									受診者との続柄				
	氏 名													
	住 所	〒 ー												
		☐ 受診者と同じ 電話番号 () ー												
	送 金 用 振替口座	銀 行 名	銀 行					預金種目 (どちらかに○)	普通 ・ 当座					
			支 店					口座番号						
口座名義 (申請者名義の口座)		ふりがな												
		氏 名												

※記入上の注意

- 1. この申請書は小児慢性特定疾病医療受給者証により医療機関に受診された方で、その月に支払った一部負担額の合計が月額自己負担上限額を超えて支払った方のみ提出してください。
- 2. 保険点数の記載がある領収書の原本を、すべての医療機関（薬局・訪問看護ステーションを含む）について添付してください。領収書の返却を希望される方は、その旨を明記してください。
- 3. 領収書がない場合は、医療機関において小児慢性特定疾病医療費証明書を作成してもらってください。（証明書の文書料・手数料については請求者の負担になりますのでご了承ください。）
- 4. 該当月の上限額管理票の写しを添付してください。
- 5. 太枠内のみ記入してください。

◆償還払い申請書類の送付先◆

〒545-0051 大阪市阿倍野区旭町1-2-7-1000
大阪市保健所管理課保健事業グループあて 電話 (06)6647-0654

《大阪市処理欄》

医療費決定額 ※記入不要	百万	十万	万	千	百	十	円
-----------------	----	----	---	---	---	---	---

受付印

○この用紙は医療機関・薬局・訪問看護ステーションごとに記入してもらってください。
○証明が3か月を超える場合や複数の医療機関・薬局等で証明をもらう場合は、必要枚数をコピーしてください。

大阪市小児慢性特定疾病医療費証明書

受給者番号								月額自己負担 上限額	円
受給者氏名								生年月日	年 月 日
住 所	大阪市 区								
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで								
診療年月		診療実日数		対象医療費 及び一食単価		患者負担額			
年 月分	入院	日	円	円					
		食	円	円					
	通院	日	円	円					
	薬局	日	円	円					
	訪問 看護	日	円	円					
年 月分	入院	日	円	円					
		食	円	円					
	通院	日	円	円					
	薬局	日	円	円					
	訪問 看護	日	円	円					
年 月分	入院	日	円	円					
		食	円	円					
	通院	日	円	円					
	薬局	日	円	円					
	訪問 看護	日	円	円					

上記のとおり、小児慢性特定疾病医療費に係る患者負担額を領収したことを証明します。

年 月 日

医療機関（薬局・訪看ST）コード

医療機関名

代表者

所在地

※小児慢性特定疾病医療費の証明は、大阪市小児慢性特定疾病医療受給者証に記載されている疾病について、
上記の有効期間の範囲内で入院、通院に分けて証明してください。

小 児 慢 性 特 定 疾 病 医 療 受 給 者 証					
公費負担者番号			受給者番号		
受 診 者	氏 名				生 年 月 日
	住 所				
	保 険 者				
	被保険者証の 記号及び番号			適用区分	
疾 病 名					
保 護 者	氏 名				続 柄
	住 所				
指 定 医 療 機 関 名					
負 担	自己負担上限月額				階 層 区 分
	入院時食事療養費自己負担		高額かつ長期		
	人工呼吸器等装着		重症患者認定		
	受診者と同じ世帯内にいる指定難病又は小児慢性特定疾病の医療費助成の受給者				
有 効 期 間					
上記のとおり認定する。					
大 阪 市 長					

(※医療機関の方へ)
この証は、指定医療機関(病院、診療所、保険薬局又は訪問看護ステーション)において、受診者本人の認定された疾病に関する治療以外には使用できませんのでご注意ください。

注意事項

- 1 この証を交付された方は、標記の疾病について保険診療を受けた場合、この証の表面に記載された金額を限度とする自己負担上限月額までを医療機関に対して支払うことになります。
- 2 本事業の対象となる医療は、この証の表面に記載された疾病及び当該疾病に附随して発現する傷病に対する医療に限られています。
- 3 診察を受ける際には、その都度、この証に被保険者証または組合員証と自己負担上限額管理票を添えて指定医療機関(病院、診療所、保険薬局又は訪問看護ステーション)に必ず提示してください。
- 4 氏名、居住地、加入している医療保険等に変更があったときは、速やかに大阪市長にその旨を届け出てください。
また、市外へ転出する場合において、転出後も本証の交付を受けたい場合は、速やかにこの証の写しを転出先の都道府県知事(市長)に提出してください。
- 5 治癒、死亡等で受給者の資格がなくなったときは、この証を速やかに大阪市長に返還してください。
- 6 この証を破損したり、汚したり又は紛失した場合は、大阪市長にその旨を届け出てください。
- 7 この証の有効期間満了後も引き続き継続を希望する場合には、必ず有効期間内に所定の手続を行ってください。
- 8 その他小児慢性特定疾病の医療の受給に関しての問い合わせは、下記に連絡してください。

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として(訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

【指定医療機関に対するお願い】

小児慢性特定疾病の対象療養に係る高額療養費の自己負担上限額については、入院療養に限り多数回該当が適用となる場合があります。指定医療機関におかれましては、当該制度における入院療養について、個人単位、医療機関単位で多数回該当の適用の有無について確認した上で診療報酬の請求をお願いします。

大阪市保健所管理課保健事業グループ
〒545-0051
大阪市阿倍野区旭町1-2-7-1000
電話(06)6647-0654